

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について**

令和2年3月2日

愛 川 町

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本町発注の工事及び業務について、次のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

1. 建設現場及び事務所等における感染予防対策について

アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意してください。

2. 工事または業務の一時中止措置等について

感染拡大防止のため、工事または業務について、一時中止や履行期間の延長を希望する場合は、町担当者にその旨を申し出てください。

ただし、この措置の対象となる工事及び業務は、履行がされなければ、公共サービスの提供または公共財産の維持管理等に支障をきたすものは除くものとします。

3. 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合の対応について

本町の発注工事及び業務に係る作業従事者等に、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに町担当者に報告するとともに、保健所の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう周知徹底をお願いします。

(事務担当は、総務部管財契約課契約検査班)